

# 相 談 窓 口 一 覧

## ▼市町福祉事務所

名 称	所 属	電話番号	所 在 地
宇部市	こども政策課	(0836)34-8331	〒755-8601 宇部市常盤町 1 丁目 7-1
山口市	子育て保健課	(083)934-2960	〒753-0079 山口市糸米 2 丁目 6-6 山口市保健センター内
萩 市	子育て支援課	(0838)25-3259	〒758-8555 萩市江向 510
防府市	子育て推進課	(0835)25-2348	〒747-8501 防府市寿町 7-1
下松市	こども家庭課	(0833)45-1873	〒744-0025 下松市中央町 2 1 番 1 号 文化健康センター 2 階
岩国市	こども家庭課	(0827)29-5075	〒740-8585 岩国市今津町 1 丁目 14-51
光 市	こども家庭課	(0833)74-3006	〒743-0011 光市光井 2 丁目 2-1 総合福祉センター あいぱーく光
長門市	子育て支援課	(0837)23-1187	〒759-4192 長門市東深川 1339-2
柳井市	こどもサポート課	(0820)22-2111	〒742-8714 柳井市南町 1 丁目 10-2
美祢市	子育て支援課	(0837)52-5228	〒759-2292 美祢市大嶺町東分 326-1
周南市	子育て給付課	(0834)22-8460	〒745-8655 周南市岐山通 1 丁目 1 番地
山陽小野田市	子育て支援課	(0836)82-1175	〒756-8601 山陽小野田市日の出 1 丁目 1-1
周防大島町	福祉課	(0820)77-5505	〒742-2806 周防大島町西安下庄 3920-21

和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町にお住まいの方は、県健康福祉センターへお問い合わせください。  
下関市については、市が実施主体となっています。下関市こども家庭支援課(083)231-1358

## ▼県健康福祉センター

名 称	所 管 区 域	電話番号	所 在 地
岩国健康福祉センター	岩国市、和木町	(0827)29-1522	〒740-0016 岩国市三笠町 1 丁目 1-1
柳井健康福祉センター	柳井市、周防大島町 上関町、田布施町、平生町	(0820)22-3777	〒742-0031 柳井市南町 3 丁目 9-3
周南健康福祉センター	下松市、光市、周南市	(0834)33-6422	〒745-0004 周南市毛利町 2 丁目 38
山口健康福祉センター	山口市、防府市	(083)934-2528	〒753-8588 山口市吉敷下東 3 丁目 1-1
〃 (防府保健部)		(0835)22-3740	〒747-8501 防府市寿町 7-1 防府市役所 福祉棟 1 階
宇部健康福祉センター	宇部市、美祢市、 山陽小野田市	(0836)31-3201	〒755-0033 宇部市琴芝町 1 丁目 1-50
長門健康福祉センター	長門市	(0837)22-2811	〒759-4101 長門市東深川 1344-1
萩 健康福祉センター	萩市、阿武町	(0838)25-2664	〒758-0041 萩市江向河添沖田 531-1

## 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度のご案内

### ◆ 母子父子寡婦福祉資金とは ◆

母子家庭・父子家庭や寡婦の方等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を増進するために、各種資金の貸付けを行っています。

### ◆ 貸 付 対 象 者 ◆

- 母子家庭の母・父子家庭の父
  - ・ 配偶者のない女子・男子で現に20歳未満の児童を扶養している方
- 寡婦
  - ・ 配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していた方
- 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦以外の方
  - ・ 夫と死別や離婚等をし、現在配偶者のない40歳以上の女子の方
  - ・ 20歳未満の父母のない児童

※ 寡婦及び配偶者のない40歳以上の女子の方であって、現在子を扶養していない方については、前年の所得の額が2,036,000円以下の方に限り対象となります。

### ◆ 資金の種類、貸付限度額 ◆

「母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧」(中面)のとおりです。

お貸しできるのは、貸付限度額の範囲内で、ご自身で準備することができない必要最低限かつ、返済可能な額となります。

### ◆ 相 談 窓 口 ◆

お住まいの市町福祉事務所又は県健康福祉センターが相談窓口となります。  
(裏面の「相談窓口一覧」を参照してください。)

※ 申請から貸付金の交付まで1か月から2か月程度要します。  
事前相談が必要となりますので、まずはお早めにご相談ください。  
(必要費用が分かる書類をお持ちください。)

### ◆ 貸付の要件・連帯保証人など ◆

- ・ 申請前に借入金の利用目的について既に履行(契約・支払)されているときは、貸付けはできません。
- ・ 公租公課や他の借入金等で滞納がある方への貸付けは原則としてできません。
- ・ 修学資金、修業資金、就学支度資金、就職支度資金(児童の就職に係るもの)については、資金を利用して修学等する児童(子)が「連帯借主」となり、借主と連帯して返済する義務を負います。
- ・ 「連帯保証人」を立てる場合は、原則6か月以上県内に居住している別生計の親族等で保証能力があると認められ、他の貸付金について保証していないことが条件となります。(原則として65歳までであること)
- ・ 連帯借主及び連帯保証人となる方には、面接により借主と同様の返済義務があることを確認させていただきます。

### ◆ 貸 付 の 決 定 ◆

住所地を管轄する県健康福祉センターが、提出された貸付申請書を審査し、貸付可否を決定します。  
※ 審査の結果、減額や貸付けをお断りすることがあります。

### ◆ 償 還 (返 済) の 方 法 ◆

- ・ 原則として月賦償還による元利均等償還です。
- ・ 口座振替(山口銀行、西京銀行、山口県農協、ゆうちょ銀行)又は納入通知書により償還していただきます。なるべく、便利な口座振替をご利用ください。
- ・ 事故や病気等でどうしても期限までに償還できない場合は、貸付けを受けた市町福祉事務所や県健康福祉センターに早めにご相談ください。

### ◆ 納入期限までに支払がない場合 ◆

- ・ 借主・連帯借主・連帯保証人に対し、文書や電話、自宅訪問等により履行を請求します。
- ・ 法律の定めにより、延滞元利金額につき年3%の割合で違約金が発生します。

**償還金は、資金を必要とする他の母子家庭・父子家庭や寡婦の方等に貸付けを行うための貴重な財源となります。無理のない償還計画を立て、必ず完済してください。**

# 令和8年度母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧

修学・就学支度・修業・就職支度（児童の就職に係るもの）については、資金を利用して修学等する児童（子）が「連帯借主」となり、借主と連帯して債務を負います。

資金種類	貸付対象及び資金内容	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率	
修学	母子家庭・父子家庭の母・父が扶養する児童・子	高等学校、大学・大学院・短大、高等専門学校又は専修学校で修学するために必要な経費 例-授業料、教科書代、交通費 大学等に進学する場合は生活費も対象となります。	月額 学校種別・学年別一覧表のとおり	修学期間中	当該学校卒業後6か月	原則10年以内 ※専修学校（一般課程）は5年	無利子
就学支度	父母のない児童	入学又は修業施設へ入所するために必要な経費 例-入学金、被服・履物等の購入費 大学等に進学する場合は受験料も対象となります。	学校種別一覧表のとおり		当該学校卒業後6か月	原則10年以内 ※専修学校（一般課程）・修業施設は5年	無利子
修業	寡婦の扶養する子	事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するための経費 ※特別-自動車免許の取得に必要な資金 (就職を希望しており、業務に必要な場合又は自動車以外の通勤手段が無い場合に限り)	月額 68,000円 (特別 460,000円)	習得する期間中 5年を超えない範囲	知識技能習得後1年	原則10年以内	無利子
技能習得	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し、又は就職するために必要な授業料・材料費等 ※特別-自動車免許の取得に必要な資金 ※一括-知識技能の習得等のため各種学校や養成施設等に入学する場合の入学金など、入学に要する費用に必要な資金	月額 68,000円 (特別 460,000円) (一括 816,000円) ※一括-最大12月分相当額を初年度に貸付ける	習得する期間中 5年を超えない範囲	知識技能習得後1年	原則10年以内	年1.0% (※)
就職支度	母子家庭・父子家庭の母・父又は児童 父母のない児童 寡婦	就職するのに必要な経費 例-被服、履物等の購入費 ※特別-通勤用自動車の購入に必要な資金 (自動車以外の通勤手段が無い場合に限り)	110,000円 (特別 340,000円) (自動車購入のみの場合 230,000円)		1年	6年以内	児童の就職に係る貸付の場合は無利子 上記以外は年1.0% (※)
医療介護	母子家庭・父子家庭の母・父又は児童 寡婦	医療・介護を受けるために必要となる経費 例-医療保険の自己負担分、通院に要する交通費 医師が必要と認めた按摩・マッサージ等にかかる費用等 ※当該医療・介護を受ける期間がおおむね1年以内の場合に限る	医療 340,000円 (特別 510,000円) 介護 500,000円 (特別-所得税が課税されていない又は申請時における経済的事情が所得税非課税の者と同等程度の場合)		6か月	5年以内	年1.0% (※)
生活	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	①知識技能を習得している期間 ②医療・介護を受けている期間 ③生活安定貸付期間（配偶者のない女子・男子となつて7年未満） の生活を維持するのに必要な経費	①の場合 月額 141,000円 (①特別 一括貸付 423,000円) ②③の場合 月額 118,000円 (生計中心でない場合月額79,000円) (②③特別 一括貸付 354,000円) ※③において、養育費取得に係る裁判等に要する費用を、12月分相当額を限度に貸し付けることができる。	①5年以内 ②1年以内 ③配偶者のない女子・男子となつて7年未満で283万2千円が限度	期間終了後6か月	①原則10年以内 ②5年以内 ③8年以内	年1.0% (※)
			失業貸付期間（離職し、就労の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態で、離職した日の翌日から1年以内）の生活を維持するのに必要な経費	月額 118,000円 (生計中心でない場合月額79,000円) (特別 一括貸付 354,000円)	離職した日の翌日から1年以内 (貸付期間中に失業者でなくなった場合には対象外となる)	期間終了後6か月	5年以内
	母子家庭の母 父子家庭の父	児童扶養手当受給相当まで収入が減少した者の生活を安定・継続するのに必要な生活補助資金 (児童扶養手当を受給している者は除く)	児童扶養手当の支給額相当 月額48,050円	原則3か月以内	期間終了後6か月	10年以内	年1.0% (※)
住宅	母子家庭の母 父子家庭の父	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な経費	1,500,000円 ※災害等により特に必要と認められる場合 (特別 2,000,000円)		6か月	6年以内 ※特別は7年以内	年1.0% (※)
			住宅を移転するために必要な経費	260,000円		6か月	3年以内
転宅	寡婦	母子家庭・父子家庭の母・父が扶養する児童・子、寡婦が扶養する子が婚姻するために必要な経費	340,000円		6か月	5年以内	年1.0% (※)
事業開始	母子家庭の母 父子家庭の父	事業を開始するのに必要な設備費、機械・材料等の購入費	3,720,000円 団体 5,580,000円		1年	7年以内	年1.0% (※)
事業継続	寡婦 母子・父子福祉団体	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品・材料の購入費等運転資金	1,860,000円 団体 1,860,000円		6か月	7年以内	年1.0% (※)

(※) 利率が年1.0%の資金種類については、連帯保証人を立てた場合無利子となります。

## 修学資金の貸付限度額 学校種別・学年一覧表

一定以上の所得を有する場合は別途限度額があります。

月額（単位：円）

学校区分		学年	1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	自宅	27,000	27,000	27,000		
		自宅外	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅	45,000	45,000	45,000		
		自宅外	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校 (専門課程又は専攻科)	国公立	自宅	67,500	67,500	67,500	67,500	
		自宅外	78,000	78,000	78,000	78,000	
	私立	自宅	89,000	89,000	89,000	89,000	
		自宅外	126,500	126,500	126,500	126,500	
短期大学	国公立	自宅	67,500	67,500			
		自宅外	96,500	96,500			
	私立	自宅	93,500	93,500			
		自宅外	131,000	131,000			
大学	国公立	自宅	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私立	自宅	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外	146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院	修士課程	132,000	132,000				
	博士課程	183,000	183,000			183,000	
専修学校（一般課程）		55,500	55,500				

「高等教育の修学支援新制度」等、授業料等の減免や給付型の奨学金を利用できる場合は、そちらを優先して活用してください。  
一旦貸付を行った後に「高等教育の修学支援新制度」の対象となり、給付型奨学金の給付、授業料減免があった場合、支援相当額を償還してもらう必要があります。  
また、日本学生支援機構又は山口県ひとつくり財団から奨学金を受ける場合は、奨学金の月額と修学資金の貸付限度額との差額が、貸付限度額となります。

## 就学支度資金の貸付限度額 学校種別一覧表

学校区分	貸付限度額(単位:円)	
小学校	※所得税非課税世帯に限り 91,600	
中学校	101,000	
高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	自宅 150,000 自宅外 160,000
	私立	自宅 410,000 自宅外 420,000
		専修学校（一般課程）
	短期大学 大学院 高等専門学校 専修学校 (専門課程又は専攻科)	国公立
私立		自宅 580,000 自宅外 590,000
		修業施設 (中学校卒業者が入所する場合)
修業施設 (高等学校卒業者が入所する場合)		自宅 272,000 自宅外 282,000

一旦貸付を行った後に「高等教育の修学支援新制度」の対象となり、入学金の減免があった場合、支援相当額を償還してもらう必要があります。